

資 料

- 用語解説
- スポーツ関連データ
- 国体・全国障害者スポーツ大会関係 想定事業費
- スポーツ基本法（概要）
- 第2期スポーツ基本計画の概要（スポーツ庁）
- 滋賀県スポーツ推進条例
- 第21期滋賀県スポーツ推進審議会の経緯
- 第21期滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

用 語	頁	解 説
スポーツ基本法	1	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成 23 年 6 月 24 日公布。
日本再興戦略	1	第二次安倍内閣が掲げる成長戦略。平成 25 年 6 月閣議決定。製造業の国際競争力強化や高付加価値サービス産業の創出による産業基盤の強化、医療・エネルギーなど戦略分野の市場創造、国際経済連携の推進や海外市場の獲得などを掲げている。
滋賀県スポーツ推進条例	1	本県のスポーツの推進に関する基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本事項等を規定し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現を目的とし、平成 27 年(2015 年)12 月 14 日に公布。
ワールドマスターズゲームズ 2021 関西	1	国際マスターズゲームズ協会が 4 年ごとに主催する中高年齢者のための世界規模の国際総合競技大会。平成 33 年(2021 年)には関西で開催。
ホストタウン制度	1	東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地で展開していくこと。
Bリーグ	1	2016 年 9 月 22 日に開幕した、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)が運営する日本男子バスケットボールの統一プロリーグの通称で、1 部リーグである「B1」と、2 部リーグである「B2」のそれぞれ 18 チームを東、中、西の 3 地区 6 チームに分け、各チームが同一カテゴリーでそれぞれレギュラーシーズンで 60 試合を戦う。レギュラーシーズン終了後、B1、B2 ともチャンピオンを決定するプレーオフを戦い、更に順位による B1、B2 の入れ替え戦を行う。
ビワイチ	3	琵琶湖 1 周＝ビワイチとは琵琶湖大橋より北側の北湖(約 150km)と南側の南湖を合わせた約 190km を自転車等で一周すること。
平均寿命	3	ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来もそのまま続くと仮定して、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命(よめい)といい、出生時(0 歳時)の平均余命をとくに「平均寿命」という。
健康寿命(主観的健康寿命)	4	日常的・継続的な医療・介護に依存せず、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間を「健康寿命」といい、「自分が健康であると自覚している期間」をとくに「主観的健康寿命」という。

県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査	5	県民のスポーツ実施状況に関する意識と実態を把握し、今後のスポーツ推進に向けた施策に資する基礎資料を得ることを目的に、滋賀県が3年ごとに実施している調査。直近は平成28年度に実施。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	5	子どもの体力が低下している状況から、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力にかかる施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とし、平成20年度から文部科学省が実施している調査。
滋賀県民総スポーツの祭典	6	「滋賀県民体育大会の部」「滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の部」「滋賀県レクリエーション大会の部」「滋賀県総合型地域スポーツクラブスポーツ交流大会の部」「びわ湖男女駅伝フェスティバル」「滋賀県障害者スポーツ大会」からなる県民総参加型のスポーツの祭典。
総合型地域スポーツクラブ	6	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる社会を実現するために、地域の住民が主体となって、自ら運営・管理する多種目・多世代のスポーツクラブ。
体力向上プラン	7	各小学校において課題となる体力要素を明確にし、学校の実情に合わせて作成している体力向上策のこと。
日本スポーツ振興センター(JSC)	9	スポーツ振興と児童生徒の健康保持増進を図るための中核的専門機関として平成15年(2003)に設立された文部科学省所管の独立行政法人。
スポーツ推進委員	10	市町村におけるスポーツを推進するため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う(スポーツ基本法第32条第2項に規定)者のこと。
滋賀県基本構想	12	平成27年度からの県政経営の総合的な指針であり、また、県民、関係団体、企業、行政が共有する将来ビジョンでもある滋賀県基本構想「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」と、その具体化を図る「新しい豊かさ創造・実感滋賀プラン(滋賀県基本構想実施計画)」を平成27年3月に策定。
新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略	12	すべての県民が日常的に文化とスポーツを楽しみ、心身ともに生き生きと健康で元気あふれる力強い滋賀をつくり、その魅力を新しい豊かさとして広く発信することにより、県民の誇りづくりと地域活性化を図るため、県の関連部局が連携しながら、戦略的に施策に取り組むための具体的な指針として、平成27年3月に策定。
スペシャルスポーツカーニバル	15	知的障害者(児)相互の親睦と体力の向上を図るとともに、県民の知的障害者(児)に対する理解と協力を深めることを目的に毎年開催しているスポーツカーニバル。
クラウドファンディング	16	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結びつけ、多数の資金提供者(=crowd[群衆])から少額ずつ資金を集める仕組み。

スポーツボランティア支援事業	16	本県のスポーツボランティア活動の充実を進めるにあたり、スポーツボランティアの登録、養成、派遣等を行い、ボランティアとしてのスポーツ活動への積極的な参加、機会づくりを支援する事業で、県内で開催されるスポーツイベントや大会の円滑な運営につなげる。
しがスポーツナビ!	16	滋賀県のスポーツ施設情報、競技情報、クラブ・サークル、指導者などの総合スポーツ情報を発信するポータルサイト。
幼児期運動指針	16	国において設置された「幼児期運動指針策定委員会」により策定された、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した幼児期の運動の在り方についての指針。
げんきな湖っこ Part I、II、III	17	本県「子どもの体力向上支援委員会」において作成された小学校の教員向け指導資料プログラム（DVD）。体育の授業を通して本県の課題である体力要素を向上させるためのプログラムや体力向上に欠かせない基礎・基本の動き 10 選などで構成。
授業協力者派遣事業	17	小学校の体育授業に対して、指導教員の補助ができる能力と資質を有する授業協力者（地域スポーツ指導者、退職教員、大学生等）を派遣し、教員の資質向上、指導力強化を図るとともに、児童の運動への愛好的態度を育て、体力向上につなげることを目的とする事業のこと。
湖っこ 健やか げんきアッププラン	17	「ぐっすり睡眠、しっかり朝食」を合言葉に、「睡眠と朝食習慣」を見直し、子どものやる気や集中力のアップにつながっていく取組のこと。
滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	19	総合型クラブの円滑な運営と地域への定着化を促進するため、情報交換や交流の活性化、生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的に、平成 15 年に組織化。現在、48 の総合型クラブが加入。
しがスポーツ大使	20	滋賀県のスポーツに関する魅力発信や、スポーツイベントなどで県民との交流を行ってもらうことで、本県のスポーツ振興、地域活性化の一翼を担っていただく本県ゆかりのアスリートやスポーツチーム。
スポーツ大使交流推進事業	21	「しがスポーツ大使」の委嘱を受けた滋賀県ゆかりのトップアスリートやスポーツチームと県民との交流を推進し、本県のスポーツ振興や地域活性化を図ることを目的とする事業。
滋賀県広域スポーツセンター	25	市町の枠を越えた広域圏レベルで総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動全般に対して効果的、効率的に支援する拠点。（公財）滋賀県体育協会に設置。
滋賀県企業スポーツ振興協議会	29	企業におけるスポーツ振興・発展のため、相互の連携を図り、本県の競技力の向上に資することを目的とし、関係団体との情報の共有、企業内スポーツの活動推進、県内スポーツ振興等の事業をおこなう。県内 115 の企業で構成。

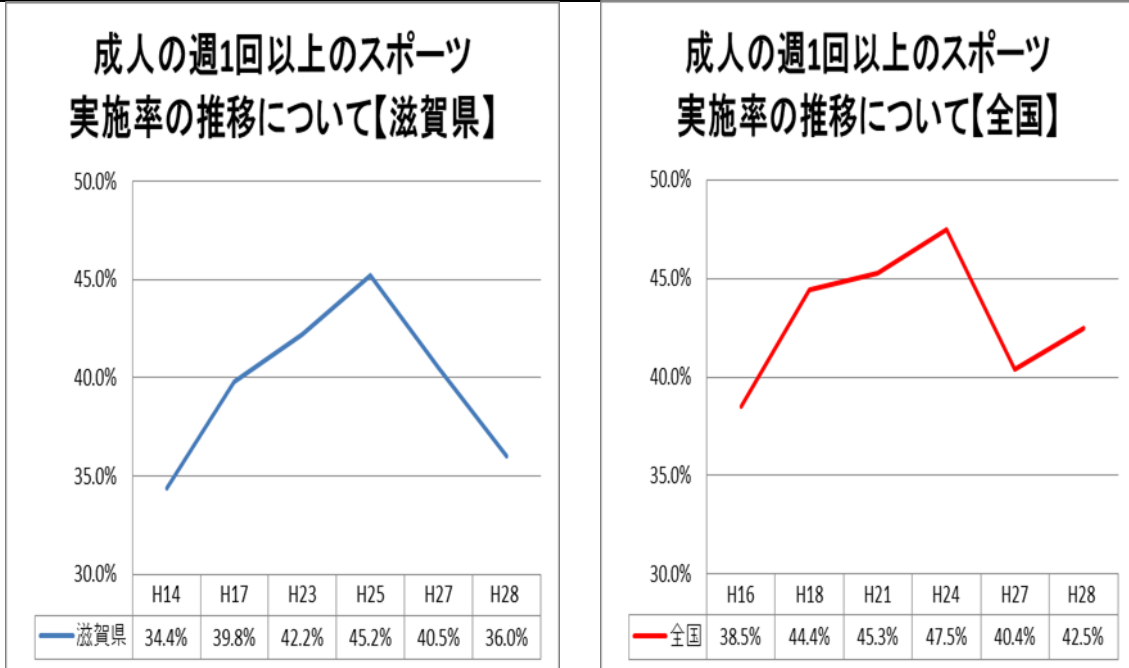
スポーツツーリズム	29	スポーツを「する」「みる」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。
経済センサス-活動調査	29	統計法に基づく基幹統計調査。全産業分野の売上（収入）金額、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、全国の事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにするとともに、事業所および企業を対象とした各種統計調査の母集団情報の整備を目的としている。
滋賀レイクスターズ	30	Bリーグに所属するプロバスケットボールチームで、運営母体は株式会社滋賀レイクスターズ。滋賀県に本拠地を置いた初めてのプロスポーツチーム。
BCリーグ	30	ベースボール・チャレンジ・リーグ（Baseball Challenge League）は、日本の北陸・信越地方5県と関東地方3県、東北地方1県、近畿地方1県を活動地域とするプロ野球の独立リーグ。略称は「BCリーグ」。株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティングが運営を行っている。
滋賀ユナイテッドベースボールクラブ	30	BCリーグに所属する滋賀県のプロ野球チーム。2017年度よりリーグ西地区でリーグ戦に参加。
MIOびわこ滋賀	30	草津市、東近江市をホームタウンとするサッカーチーム。日本フットボールリーグ（JFL）に所属。
東レアローズ	30	東レ株式会社の女子バレーボールチームで、滋賀を本拠地としている。V・プレミアリーグに加盟。
地域コミュニティ組織	31	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会で、市町村の地区単位で組織化された町内会あるいは自治会。
医科学サポート運営会議	31	医科学サポートスタッフ（スポーツドクター部門、スポーツ科学部門、コンディショニング部門、スポーツファーマシスト部門）の各部門代表者で構成され、医科学サポート事業に関わる連絡調整など行う会議。
ターゲットエイジ	34	滋賀国体開催年に少年種別（中3～高3）の中心となる年代。
スポーツファーマシスト	36	最新のアンチ・ドーピング規則に関する情報・知識を持ち、アスリートを含めたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬剤師の資格を有する専門家。
レガシー	37	通常は「遺産」を表す言葉であるが、スポーツ分野においては、イベント開催後に残される競技場やインフラ整備、イベントを通して培われたノウハウやスポーツに対する関心の高揚など、スポーツイベントによって残されたものを指す。

開催準備委員会	38	第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、平成 25 年に設立。県内のスポーツ、産業・経済、健康福祉、文化、教育、行政等に関わる各種団体により構成されており、開催 3 年前となる平成 33 年(2021 年)には実行委員会に改組予定。
スポーツコミッション	38	スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と県外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織。地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進のために、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業など）、各種団体等が連携・協働して取り組む。
シンボルスポーツ	39	地域のシンボル（象徴）となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において核となるスポーツ。

■ スポーツ関連データ

成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移について

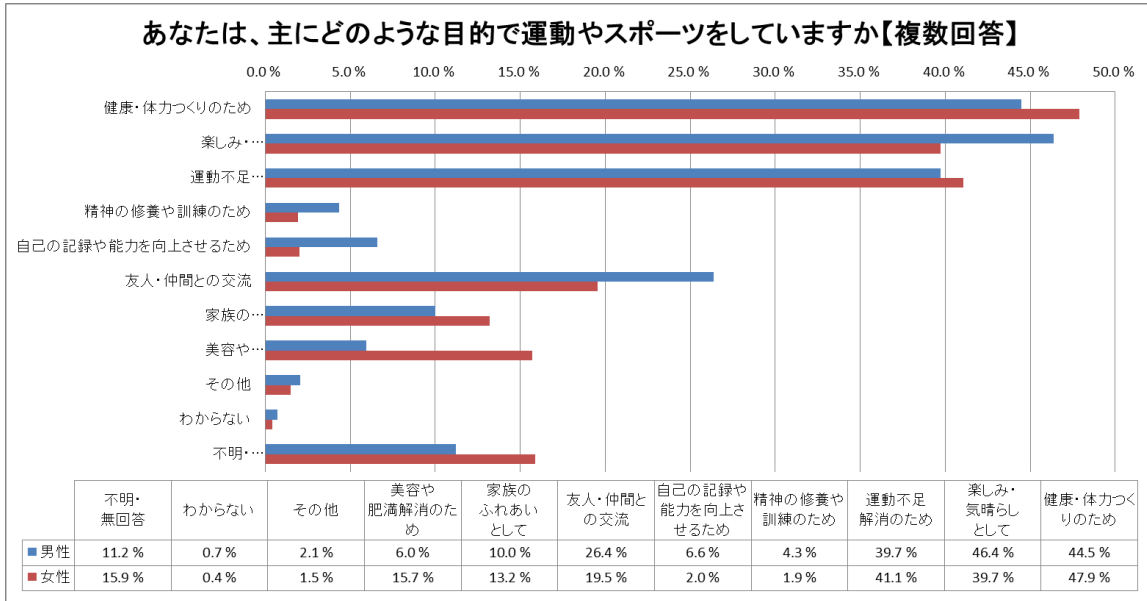
○平成25年度調査と比べて低下しており、平成28年度においては、全国を下回っている。



(出典) 県：「県政世論調査、県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」より
 国：「内閣府、文部科学省（体力・スポーツに関する世論調査）」より

成人の運動・スポーツを行った理由（男女別）について

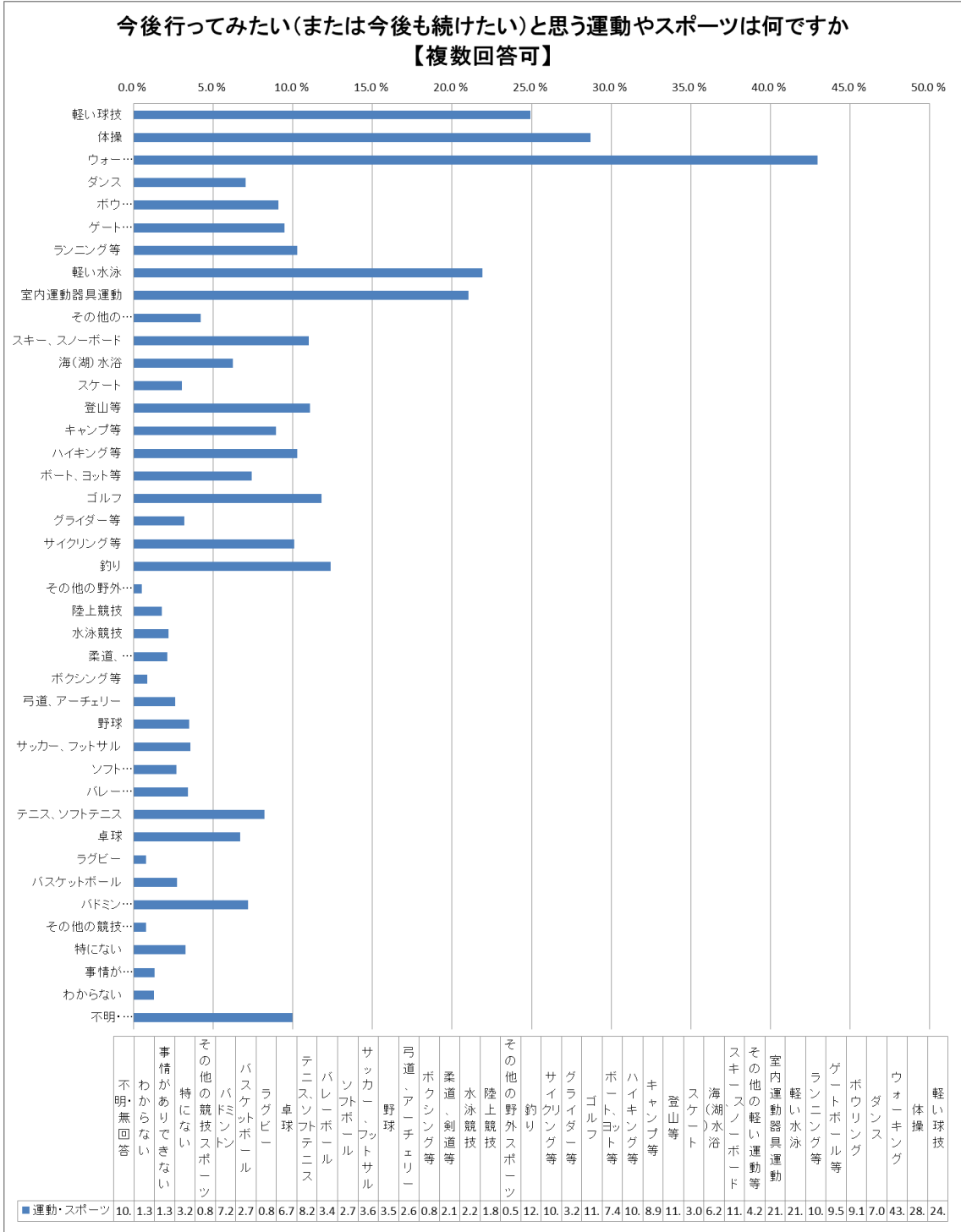
○運動やスポーツをする目的としては、「健康・体力づくりのため」が最も高い。



(出典) 「平成28年度県民のスポーツライフに関わるスポーツ実施状況調査」より

成人の今後行ってみたい運動・スポーツについて

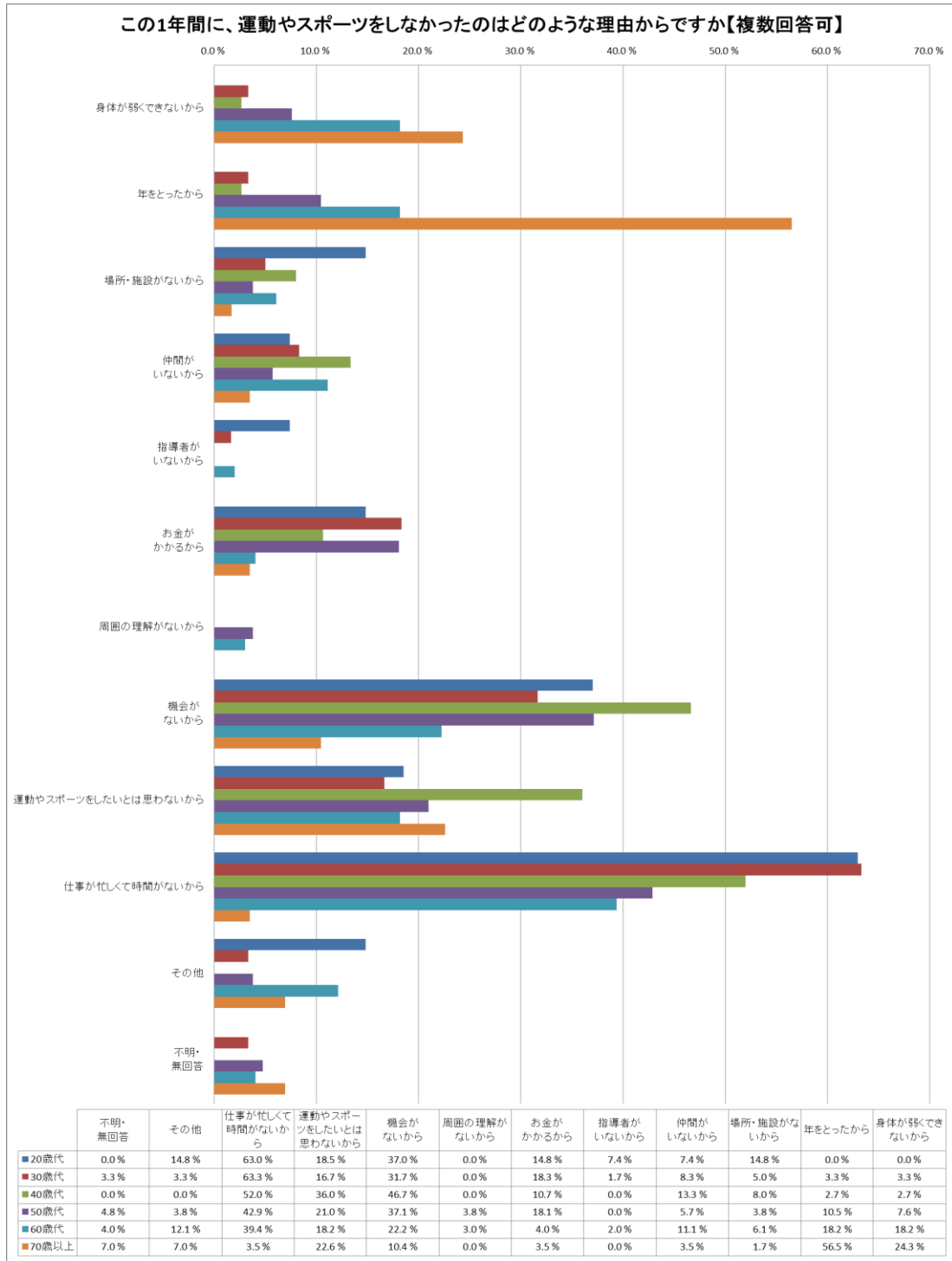
○「ウォーキング（歩け歩け運動、散歩などを含む）」が最も高い。



(出典)「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」より

成人の運動・スポーツを行わなかった理由（世代別）について

○70歳以上は、「年をとったから」、それ以外の年代では「仕事が忙しくて時間がないから」の割合が最も高い。

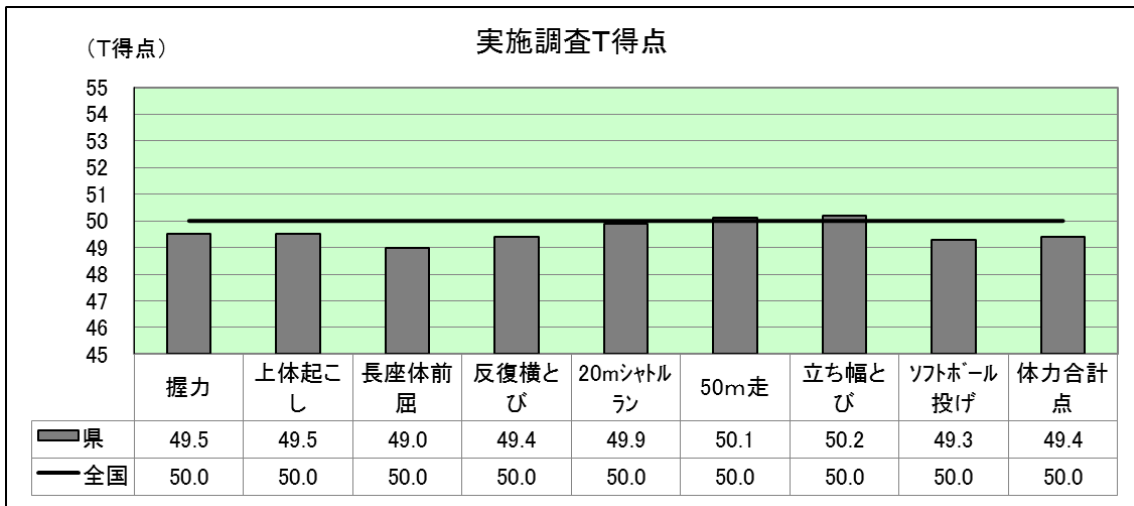


(出典)「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」より

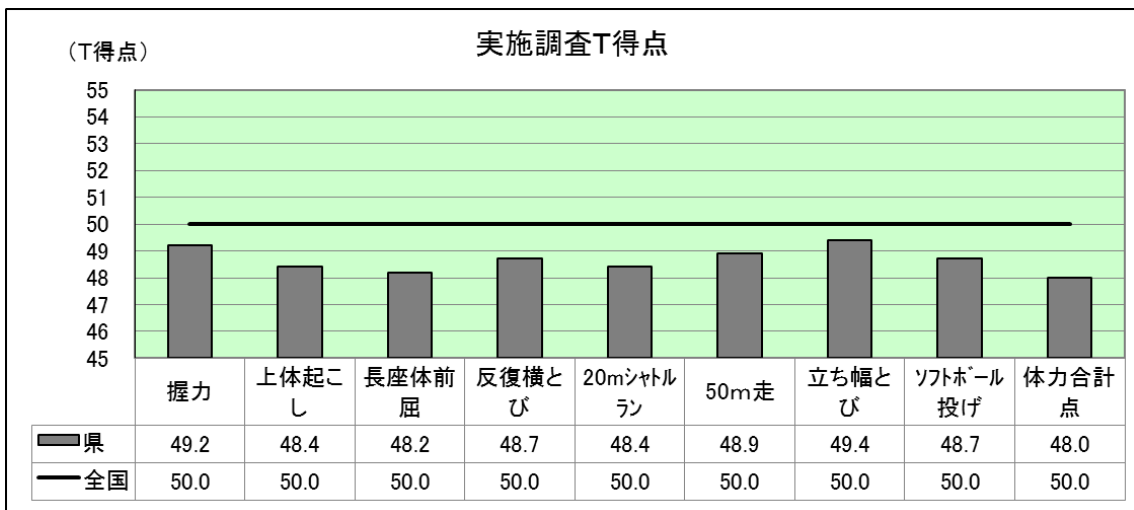
児童生徒の体力・運動能力について

○本県の小学生の体力状況は、男子は50m走、立ち幅とびで全国平均値を上回ったものの、他の種目、体力合計点においては全国平均値を下回っている。女子はすべての種目において全国平均値を下回った。なお、中学校では、体力合計点が、男女とも全国平均値を毎年上回っている傾向が見られる。

【小学5年生男子】



【小学5年生女子】



< T得点による本県と全国の比較 >

※T得点とは、全国平均値を50点とした時の本県の相対的位置を示したものの。単位の異なる記録を同一尺度を用いて標準化したもの。

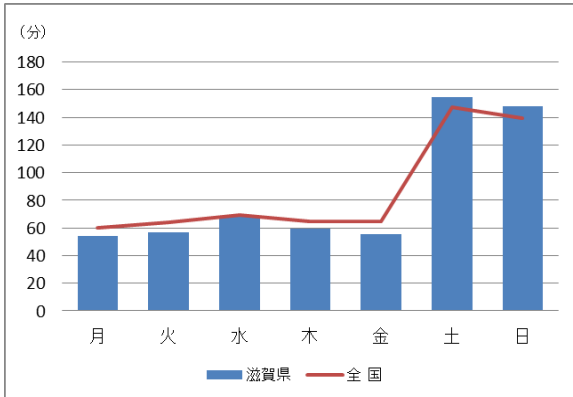
(出典)「児童生徒の体力・運動能力調査等報告書(平成28年度)滋賀県教育委員会より

子どもの運動習慣について

- 小学校の男女とも月～金曜日の運動時間は、全国に比べて少なく、土、日曜日の運動時間は多いが、1週間の総運動時間は全国平均より少ない状況である。
- 男子に比べて、女子の運動時間が少ない。

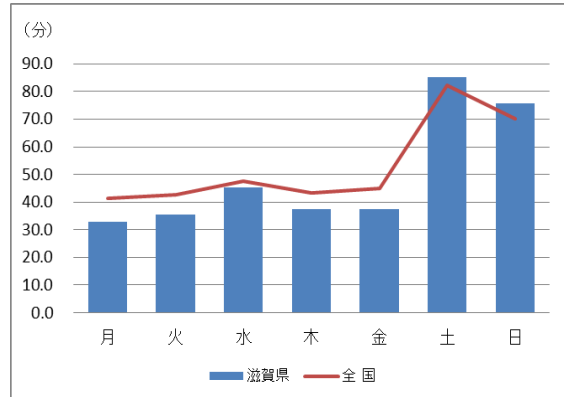
①児童生徒の体育の授業以外の運動時間について（本県と全国の比較）

【小学5年男子】



	月	火	水	木	金	土	日	総運動時間
滋賀県	54.2	56.6	68.4	59.1	55.6	154.5	147.8	590.7
全国	60.1	64.1	69.3	64.4	64.4	147.2	139.7	602.9
差	-5.9	-7.5	-0.9	-5.3	-8.8	7.3	8.1	-12.2

【小学5年女子】

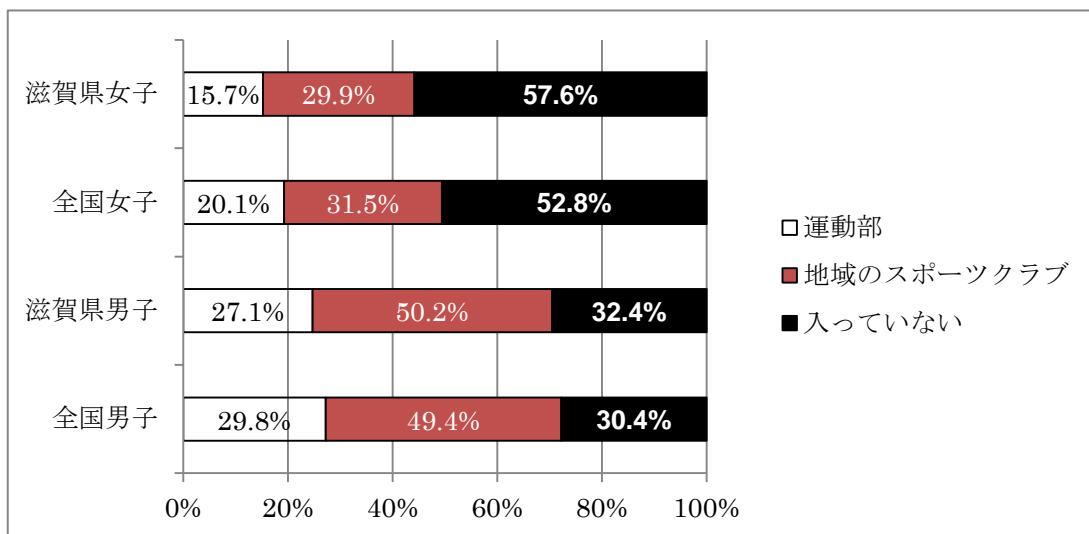


	月	火	水	木	金	土	日	総運動時間
滋賀県	32.9	35.4	45.2	37.4	37.5	85.2	75.6	347.2
全国	41.5	42.6	47.7	43.3	45.1	82.1	70.0	370.3
差	-8.6	-7.2	-2.5	-5.9	-7.6	3.1	5.6	-23.1

（出典）「児童生徒の体力・運動能力調査等報告書（平成28年度）滋賀県教育委員会より

小学校の運動部や学校外のスポーツクラブ（スポ少含）への加入割合について

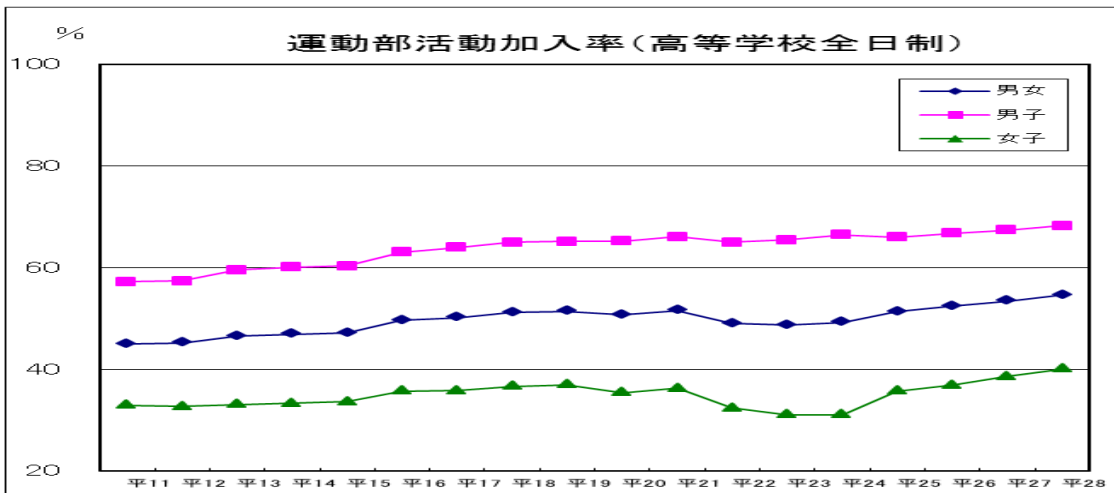
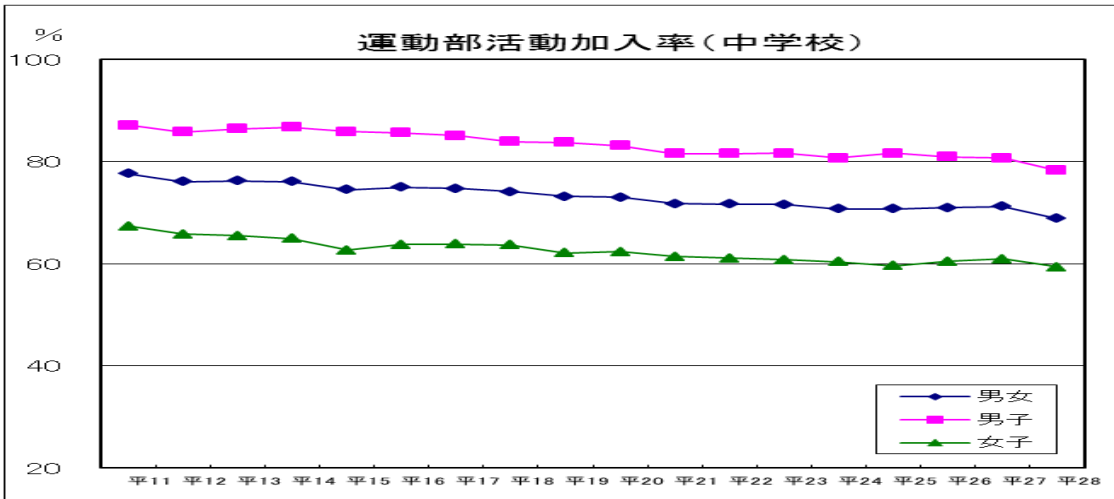
- 小学校の男女ともに、全国に比べて加入率が低い状況にある。
（参考：中学校では、男女ともに、全国に比べて加入率が高い状況にある。）



（出典）「児童生徒の体力・運動能力調査等報告書（平成28年度）滋賀県教育委員会より

学校運動部活動加入状況の推移について

○中学校における加入率は、やや減少傾向にあるものの、全国に比べると高い状況にある。
高等学校における加入率は徐々に向上傾向にあるが、女子の加入率は男子に比べて低い状況にある。



中学校	平成28年度 加入率(%)		男女	男子	女子
		滋賀県	68.9	78.3	59.4
		全国	63.2	73.2	53.1

高等学校	平成28年度 加入率(%)		男女	男子	女子
		滋賀県	54.6	68.2	40.1
		全国	43.8	59.6	28.0

(出典)「児童生徒の体力・運動能力調査等報告書(平成28年度)滋賀県教育委員会より

障害者の障害者スポーツ大会参加数について

- 県内の障害がある人が多く参加する「県民総スポーツの祭典」として、「県障害者スポーツ大会」や「スペシャルスポーツカーニバル」を実施しており、一般のスポーツの効用に加え、リハビリテーション効果、社会参加・自立の促進などに寄与している。
- 滋賀県障害者スポーツ大会での参加者数は、平成 29 年度は実数で 773 人である。

大会名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
陸上	292	238	244	219	223	262	283
水泳	58	64	54	64	59	65	70
卓球	171	192	173	152	160	175	181
フライングディスク	229	195	186	187	184	160	200
アーチェリー	54	47	55	56	60	51	59
ボウリング	83	71	75	55	66	56	72
サッカー	52	82	50	43	62	50	53
バスケットボール	38	68	33	32	65	71	59
ソフトボール	57	119	79	84	67	72	64
バレーボール	27	36	31	31	21	33	33
合計			980	923	967	995	1,074
下段（ ）は実数	1,061	1,112			(696)	(757)	(773)

大会名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
スペシャルスポーツカーニバル	613	523	547	555	538	487	394

(出典)「滋賀県スポーツ局報告データ」より

スポーツ指導者等の状況について

- (公財)日本体育協会公認の本県スポーツ指導者数は、2,422人で、増加傾向にある。
- スポーツ少年団指導者数は、3,932人で、年々減少傾向にある。

■日体協公認スポーツ指導者数

競技別指導者資格					
指導員		コーチ		教師	
指導員	上級指導員	コーチ	上級コーチ	教師	上級教師
1,575	146	244	86	39	9

平成 23 年度 2, 284 人



平成 28 年度 2, 422 人

フィットネス資格		
スポーツプログラマー	フィットネストレーナー	ジュニアスポーツ指導員
56	5	97

マネジメント資格	
アシスタントマネージャー	クラブマネージャー
62	9

メディカル・コンディショニング資格			
アスレティックトレーナー	スポーツドクター	スポーツデンティスト	スポーツ栄養士
26	62	2	4

■スポーツ少年団指導者数

H 2 0 : 4,448 人 → H 2 9 : 3,932 人

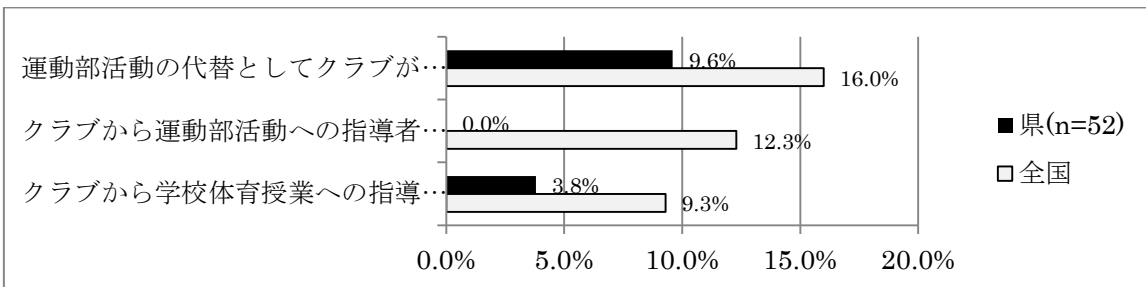
(出典)「(公財)日本体育協会 公認スポーツ指導者登録者数都道府県別一覧」より

「(公財)日本体育協会 スポーツ少年団登録一覧」より

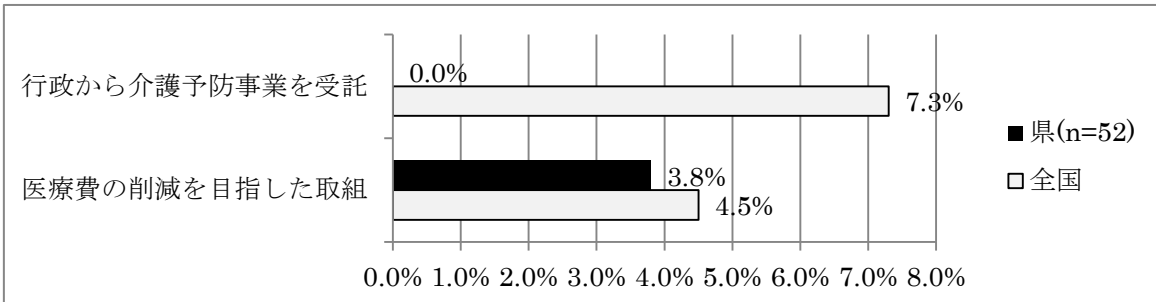
総合型地域スポーツクラブの特徴ある取組例について

- 学校と総合型クラブが連携して取り組む特色ある活動の状況は、「クラブから学校体育授業への指導者派遣」を実施しているクラブが全体の3%、「クラブから運動部活動への指導者派遣」を実施しているクラブはなく、「運動部活動の代替としてクラブが行う活動」を実施しているクラブが9%にとどまっている。
- 健康づくり関係団体と連携した取組を行っている総合型クラブの状況は、「医療費の削減を目指した取組」を行っているクラブが全体の4%、「行政から介護予防事業を受託」して事業を実施しているクラブはなかった。
- クラブの独自事業として健康づくり事業を実施しているクラブは、全体の59%であり、全国平均の50%に比べて健康づくりへの意識が高いことがわかる。

学校と総合型クラブが連携して取り組む特色ある活動	県(n=52)	全国
運動部活動の代替としてクラブが行う活動	9.6%	16.0%
クラブから運動部活動への指導者派遣の実施	0.0%	12.3%
クラブから学校体育授業への指導者派遣の実施	3.8%	9.3%



健康づくり関係団体と連携した取組	県(n=52)	全国
行政から介護予防事業を受託	0.0%	7.3%
医療費の削減を目指した取組	3.8%	4.5%

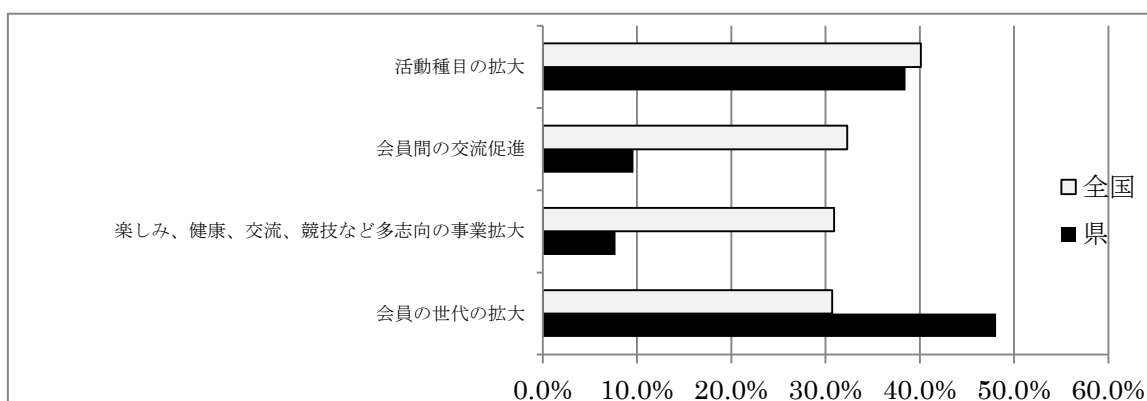


(出典)「平成28年度総合型クラブに関する実態調査結果」より

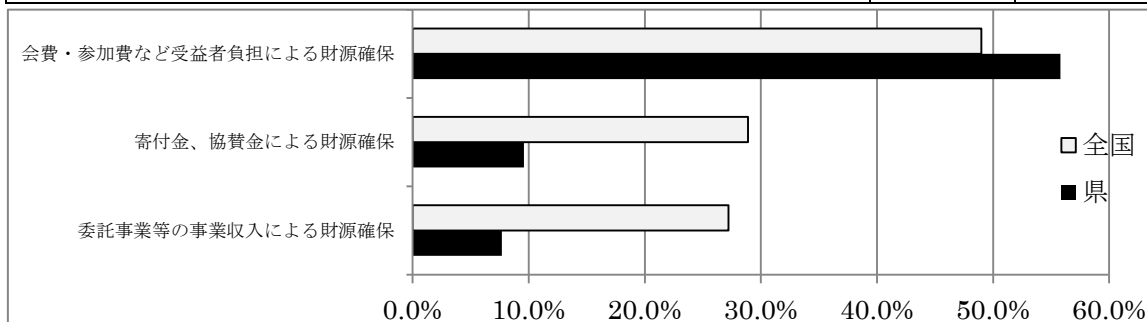
総合型地域スポーツクラブの自立に向けた状況について

- 平成 28 年度総合型クラブに関する実態調査結果（スポーツ庁）によると、県内クラブ（n=52）では、「会員の世代の拡大」を課題としているクラブが 48.1%（全国平均 40.1%）であった。
- 同調査では、「会費・参加費など受益者負担による財源確保」を課題とした県内クラブは 55.8%（全国平均 49.0%）であった。また、「寄付金、協賛金による財源確保」については 9.6%（全国平均 28.9%）、「委託事業等の事業収入による財源確保」については 7.7%（全国平均 27.2%）であった。

事業の多様性に関する課題	県	全国
会員の世代の拡大	48.1%	30.7%
楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など多志向の事業拡大	7.7%	30.9%
会員間の交流促進	9.6%	32.3%
活動種目の拡大	38.5%	40.1%



財政的自立に関する課題	県	全国
委託事業等の事業収入による財源確保	7.7%	27.2%
寄付金、協賛金による財源確保	9.6%	28.9%
会費・参加費など受益者負担による財源確保	55.8%	49.0%



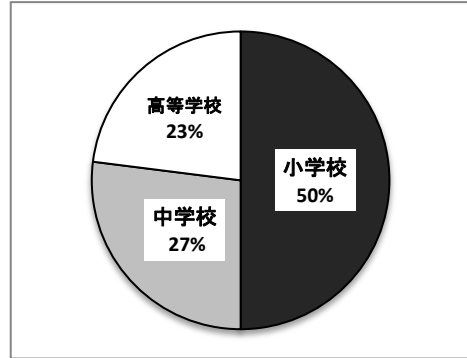
（出典）「平成 28 年度総合型クラブに関する実態調査結果」より

公立学校体育施設数の状況について

○公立学校体育施設の（屋外運動場・体育館・水泳プール・屋外庭球場）の校種別割合は、小学校が50%、中学校が27%、高等学校が23%である。保有数合計は1,107箇所。

公立学校体育施設の校種別保有率

	小学校	中学校	高等学校	計
屋外運動場	201	87	71	359
体育館	204	88	69	361
水泳プール	147	55	57	259
屋外庭球場	0	70	58	128
保有数合計	552	300	255	1,107
保有率(%)	50%	27%	23%	



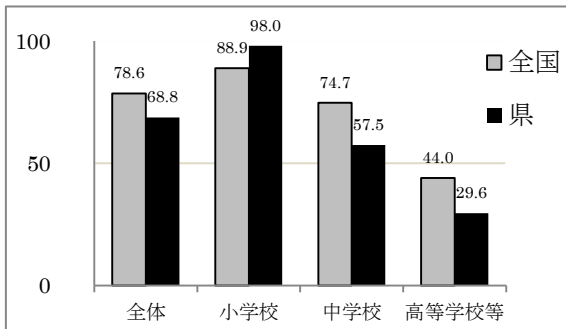
(出典)「体育・スポーツ施設現況調査」(平成29年4月)スポーツ庁より

公立学校体育施設開放状況と課題について

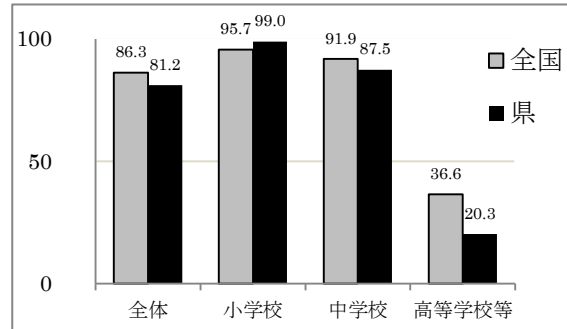
○開放状況では、「屋外運動場」が全体の68.8%、「体育館」が全体の81.2%、「水泳プール」が全体の25.5%の学校が開放している。

○運営上の課題として、「利用予約・調整手続」を68.8%の学校が挙げている。

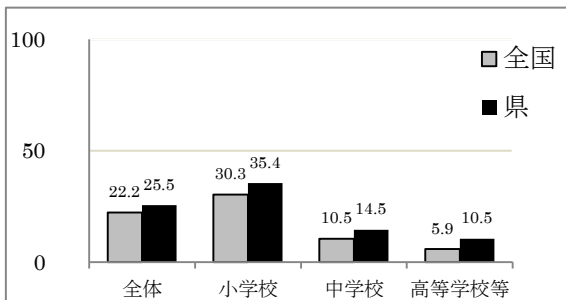
公立学校開放状況（屋外運動場）



公立学校開放状況（体育館）



公立学校開放状況（水泳プール）



開放事業運営上の主な課題

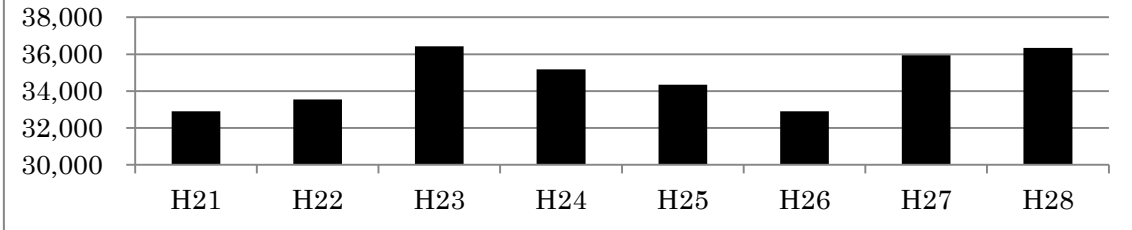
課題	%
利用予約・調整手続の改善	68.8
開放校の負担軽減	50.0
受益者負担の適正化	43.8
鍵の管理者の確保	37.5
使用料徴収・事務の負担軽減	25.0
予算の確保	25.0
その他	6.3

(出典)「体育・スポーツ施設現況調査」(平成29年4月)スポーツ庁より

県民総スポーツの祭典について

- 「する、みる、支える」など様々な関わり方で楽しみ、健康づくりや地域づくりを促進することを目的に開催。

県民総スポーツの祭典 部門別参加者数



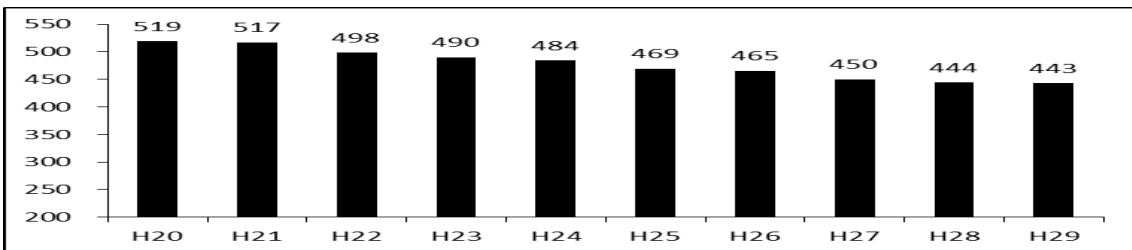
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県民体育大会の部	26,715	25,496	25,846	25,546	24,942	23,830	25,790	25,787
スポレク大会の部	6,019	7,210	8,009	7,182	7,336	7,205	7,413	6,844
レクリエーションの部	159	830	2,563	581	317	281	426	745
総合型地域SC交流大会の部				742	624	438	1,121	621
びわ湖男女駅伝フェスティバルの部				1,120	1,117	1,148	1,191	1,344
障がい者スポーツ大会の部								997
総参加者数	32,893	33,536	36,418	35,171	34,336	32,902	35,941	36,338

(出典)「県民総スポーツの祭典開催状況まとめ」より

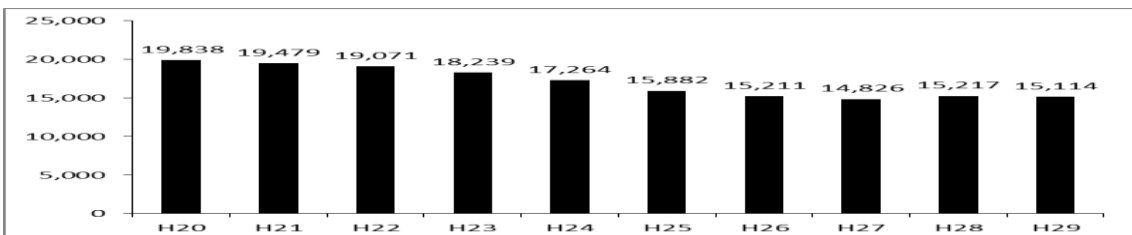
スポーツ少年団の状況について

- 本県では、現在 19 市町に総団数 443、総団員数 15,114 人が活動。(平成 29 年 9 月現在)
○総団数や登録団員数は、年々減少傾向にあるが、今後、入団時期(年齢)の引下げにより団員数の増加が見込まれる。

■滋賀県のスポーツ少年団 総団数の推移



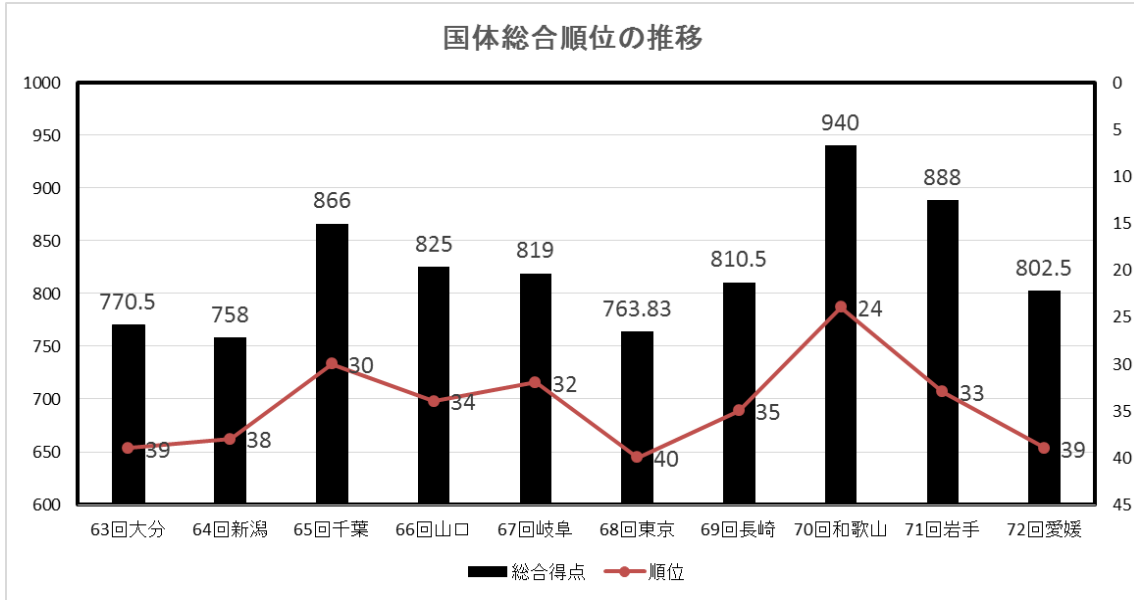
■滋賀県のスポーツ少年団 総団員数の推移



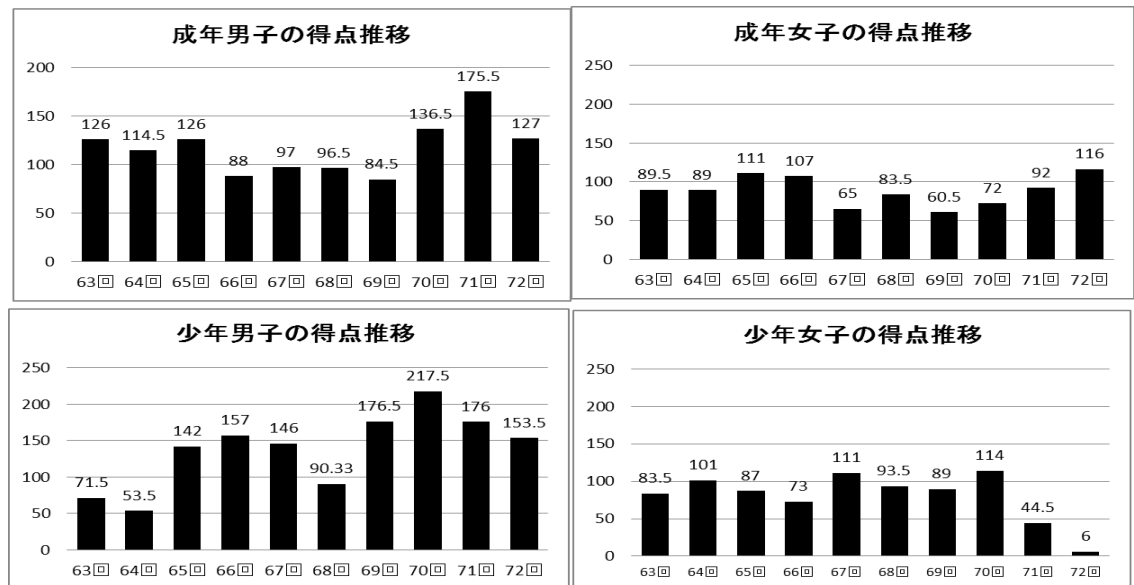
(出典)「(公財)日本体育協会 スポーツ少年団登録一覧」より

国体総合順位の推移について

○平成 26 年に競技力向上基本計画を策定し、2024 滋賀国体に向けて競技力向上に取り組んでいるところである。



	63回大分	64回新潟	65回千葉	66回山口	67回岐阜	68回東京	69回長崎	70回和歌山	71回岩手	72回愛媛
成年男子	126	114.5	126	88	97	96.5	84.5	136.5	175.5	127
成年女子	89.5	89	111	107	65	83.5	60.5	72	92	116
少年男子	71.5	53.5	142	157	146	90.33	176.5	217.5	176	153.5
少年女子	83.5	101	87	73	111	93.5	89	114	44.5	6
参加点	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
総合得点	770.5	758	866	825	819	763.83	810.5	940	888	802.5
天皇杯順位	39位	38位	30位	34位	32位	40位	35位	24位	33位	39位

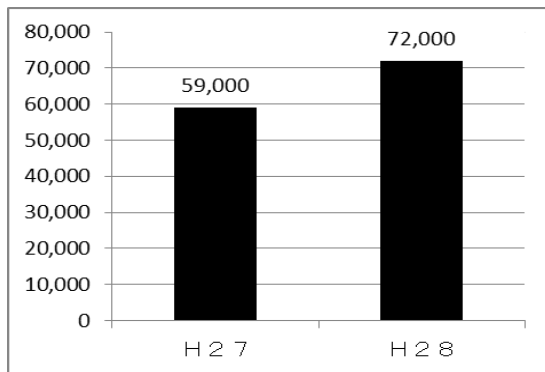


提供「滋賀県競技力向上対策本部」

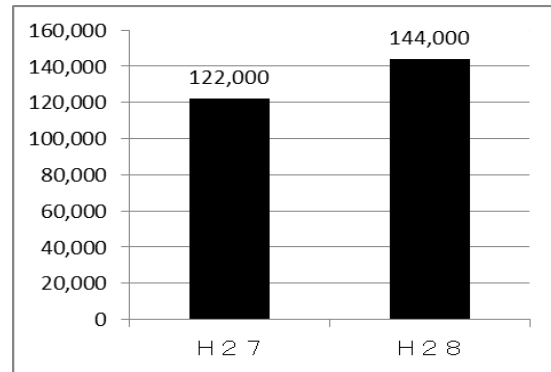
ビワイチの状況について

- 平成28年1年間のびわ湖一周者数の推定数は約7万2千人であり、平成27年の推定数約5万9千人と比較して22%増加している。
- 平成28年1年間のびわ湖周辺のサイクリング者数の推定数は約14万4千人であり、平成27年の推定数約12万2千人と比較して18%増加している。

■ 1年間のびわ湖一周者数の推定数



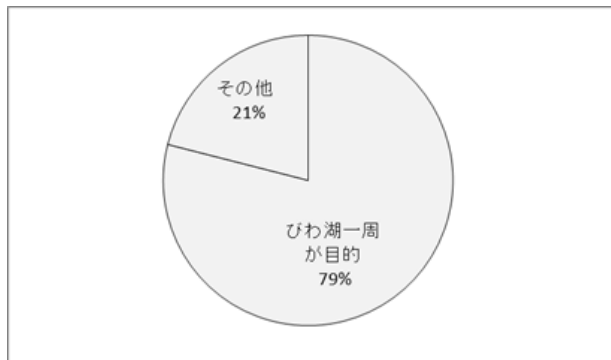
■ 1年間のびわ湖周辺のサイクリング者数の推定数



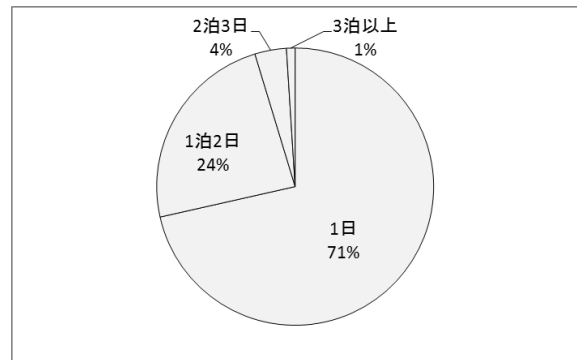
(出典)「平成28年度びわ湖岸での自転車走行台数測定結果報告書」より

アンケート調査結果より

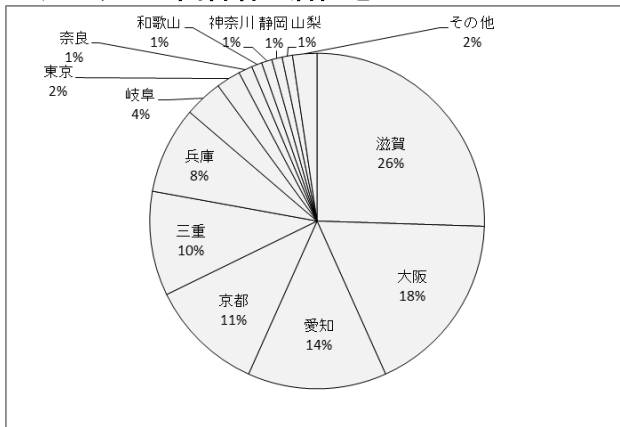
■ サイクリングの目的



■ サイクリングの日数



■ アンケート回答者の居住地



(出典)「滋賀プラス・サイクル推進協議会」
(平成27年12月)より

■ 国体・全国障害者スポーツ大会関係 想定事業費

(単位：億円)

施設名・事業名	想定事業費
(仮称)彦根総合運動公園	200
新県立体育館	94
琵琶湖漕艇場	10
長浜バイオ大学ドーム	4
ウカルちゃんアリーナ(解体)	6
伊吹運動場	4
プール(施設整備)	(未定)
市町競技施設整備費補助金	19
開催経費(開閉会式・市町運営支援等)	67
競技力向上対策費	33
国体に向けた人員体制整備	14
計	451

※計画の具体化や精査により、今後変動の可能性がある。

第1章 総則

1 目的

この法律の目的が規定されています。

2 基本理念

スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められています。

- ①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ②青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

3 国、地方公共団体の責務

国、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

4 スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められています。

- ①基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ②スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

5 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められています。

6 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められています。

7 法制上の措置等

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講ずることが定められています。

第2章 スポーツ基本計画等

8 スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと、基本計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の施策に係る事項については「スポーツ推進会議」において連絡調整を図ることとされています。

9 地方スポーツ推進計画

地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

第3章 基本的施策

10 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

スポーツの推進のための基盤となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。

①指導者の養成等

- ・スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の養成、資質の向上とその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援 など

②スポーツ施設の整備等

- ・国民が身近にスポーツに親しむことや競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、指導者等を配置 など
- ・スポーツ施設の整備に当たっては、安全の確保や障害者の利便性の向上に努める

③学校施設の利用

- ・国立、公立の学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努める

④スポーツ事故の防止等

- ・スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止や、これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識を普及 など

⑤スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決

- ・スポーツに関する紛争の仲裁・調停の中立性・公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁・調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解を増進 など

⑥スポーツに関する科学的研究の推進等

- ・スポーツに関する諸科学を総合して実際の・基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策を効果的に推進
- ・スポーツの実施状況、競技水準の向上を図るための調査研究の成果、取組状況に関する情報その他の国の内外の情報の収集、整理、活用

⑦学校における体育の充実

- ・体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用 など

⑧スポーツ産業の事業者との連携等

- ・スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携・協力の促進 など

⑨スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ選手、指導者等の派遣・招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会等の開催 など
- ・環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進や、国際平和に寄与

⑩顕彰

- ・競技会において優秀な成績を収めた者、スポーツの発展に寄与した者の顕彰

11 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

地域におけるスポーツの振興など、多様なスポーツの機会を確保するための環境を整備するための施策が定められています。

①地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等

- ・国民が興味・関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する「地域スポーツクラブ」が行う事業への支援や、指導者等の配置、スポーツ施設を整備など

②スポーツ行事の実施及び奨励

- ・住民が自主的・積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等の行事を実施するよう努めるとともに、「地域スポーツクラブ」等がこれらの行事を実施するよう奨励

③体育の日の行事

- ・国・地方公共団体は、体育の日（10月第2月曜日）において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施
- ・広く国民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう努める

④野外活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

- ・野外活動、スポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施 など

12 競技水準の向上等

我が国のスポーツに関する競技水準を向上するため、優秀なスポーツ選手の育成や、国際競技大会の招致・開催支援等が定められています。

①優秀なスポーツ選手の育成等

- ・優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、スポーツ団体が行う合宿、スポーツ選手・指導者等の大会への派遣、優れた資質を有する青少年の指導、競技技術の向上やその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境を整備 など
- ・優秀なスポーツ選手や指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識・技能の習得に対する支援や環境の整備を促進 など

②国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

- ・国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催者や大会の性格を規定
- ・国は、大会の円滑な実施・運営に資するため、必要な援助を実施

③国際競技大会の招致・開催の支援等

- ・国際競技大会の我が国への招致・開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、社会的気運の醸成や、招致・開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に特別な措置を講ずる
- ・国は、国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、スポーツ団体と緊密に連絡

④企業、大学等によるスポーツへの支援

- ・企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を実施

⑤ドーピング防止活動の推進

- ・スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発などドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援 など

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

13 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的、効果的な推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設け、文部科学省と厚生労働省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが規定されています。

14 地方自治体のスポーツ推進会議等

地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されています。

15 スポーツ推進委員

これまでの「体育指導委員」に代わり、市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、

市町村の教育委員会は、「スポーツ推進委員」を委嘱することとされています。スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行います。

第5章 国の補助等

16 国の補助

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の実施等に要する経費などの一部を補助します。このほか、学校法人の設置する学校のスポーツ施設の整備や、スポーツ団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、一部を補助することができます。

17 地方公共団体の補助

地方公共団体は、スポーツ団体が行うスポーツの振興のための事業に必要な経費の一部を補助することができます。

18 審議会等への諮問等

国・地方公共団体が、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助しようとする場合には、あらかじめ定められた審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。

附 則

19 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁、スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが定められています。

20 経過措置

スポーツの振興に関する計画、スポーツ推進委員についての経過措置が定められています。

■ 第2期スポーツ基本計画の概要（スポーツ庁）

第2期スポーツ基本計画

概 要

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～33年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%、週3以上が19.7（障害者9.3）%

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%）、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%）、子供の体力を昭和60年頃の水準に）
 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）
 - ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）

- ・ P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加 (37.9%→70%)
- ・ 地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加 (18.4%→25%)
- ③ **スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保**
 - ・ ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・ 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
 - ・ キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ **大学スポーツの振興**
 - ・ 大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進, アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
 - ・ 大学横断的・競技横断的統括組織 (日本版 N C A A) の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現, 経済・地域の活性化, 国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

- (障害者の週1回のスポーツ実施率: 成人 19.2%→40%, 7~19歳 31.5%→50%)
- ・ 地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
 - ・ 障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
 - ・ スポーツ施設のバリアフリー化, 不当な差別的取扱いの防止による利用促進
 - ・ 全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
 - ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進 (40%→50%)
 - ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充 (2.2万人→3万人)
 - ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減 (13.7%→7%)
 - ・ 障害者スポーツの理解促進により, 直接観戦経験者を増加 (4.7%→20%)
 - ・ 全ての学校種の教員に対する理解促進, 学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツによる健康寿命の延伸の効果について, エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・ 効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・ スポーツ事故等の情報収集, 安全確保に向けた方策のとりまとめ, 普及・啓発
- ・ 被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・ 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・ 女性指導者増加に取り組むとともに, スポーツ団体における女性登用を促進
- ・ 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円, 2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化, 地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用, スポーツ団体におけるビジネス手法, ITの活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進 (スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
- ・地域スポーツコミッションの設置促進 (56→170), 地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加 (25 人→35 人) や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析, スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について, 政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援, ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう, 各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会 (JOC) 及び日本パラリンピック委員会 (JPC) の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ, 我が国のトップアスリートが, オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し, JSC, JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は, ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上, 世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ **スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実**
 - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援
- ④ **トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実**
 - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて，スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① **コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進**
 - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② **ドーピング防止活動の推進**
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。

計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

第2期スポーツ基本計画のポイント

スポーツ基本計画… スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。



1 「する」「みる」「ささえる」
スポーツ参画人口の拡大

スポーツ実施率(週1) 42% ⇒ 65%
スポーツをする時間を持たないと思う中学生 58% ⇒ 80%
スポーツに関わる人材の確保・育成
総合型地域スポーツクラブの中間支援組織を整備 47都道府県
学校施設やオープンスペースの有効活用
大学スポーツアクトニストレターを配置 100大学 など

ポイント2
数値を含む成果指標を第1期計画に比べ大幅に増加(8⇒20)。

「人生」が変わる！ 「社会」を変える！ 「世界」とつながる！
スポーツで **共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化** に貢献できる。
人生を健康で生き生きとしたものにできる。
多様性を尊重する世界 持続可能で逆境に強い世界 **クリーンでフェアな世界** に貢献できる。

「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「**一億総スポーツ社会**」を実現する。

3 国際競技力の向上
オリンピック・パラリンピックにおいて **過去最高のメダル数**を獲得する等 優秀な成績を取られるよう支援
中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

4 クリーンでフェアなスポーツの推進
インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める
コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1) 19% ⇒ 40%
スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進
スポーツ市場規模の拡大 5.5兆円 ⇒ 15兆円 (2025年)
スポーツ・リゾーツの関連消費額 2,204億円 ⇒ 3,800億円
戦略的な国際展開
100か国以上1,000万人以上にスポーツで貢献
2020年東京大会等の円滑な開催 など

ポイント3
障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。

■ 滋賀県スポーツ推進条例

滋賀県スポーツ推進条例

平成 27 年 12 月 14 日
滋賀県条例第 60 号

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 スポーツ推進計画等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 スポーツの推進に関する施策の推進(第 10 条—第 24 条)

第 4 章 財政上の措置(第 25 条)

付 則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しみ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体(スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「スポーツ団体等」という。)の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども(満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。)が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手(県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。)がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者(以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。)を育成すること。

- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。
- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

- 2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業員の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第6条 スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町等との連携協力等)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。)との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「スポーツ推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する基本的な方針
- (2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標
- (3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

- 3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。
(実施状況の報告等)

第9条 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第10条 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民参加の促進等)

第11条 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

- 2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ(地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。)への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の心身の健康の保持増進等)

第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(子どものスポーツ活動の推進)

第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第14条 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教

員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境等を活用したスポーツ活動の推進)

第16条 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ボート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

第17条 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手等との交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用等の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用等の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第20条 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第21条 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対す

る関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

第 22 条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

第 23 条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

第 24 条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 財政上の措置

第 25 条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第 8 条第 1 項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

■ 第21期滋賀県スポーツ推進審議会の経緯

H28.5.11 第1回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「第2期滋賀県スポーツ推進計画策定にあたっての方向性」審議

H28.11.18 第2期滋賀県スポーツ推進計画策定について（諮問）

- 滋賀県知事から滋賀県スポーツ推進審議会に対して諮問

H28.11.24 第2回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画の方向性」「計画に盛り込むべき内容」審議

H29.2.10 第3回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画骨子(素案)」「基本方針」審議

H29.5.8 第4回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画骨子(案)」「推進計画の体系」「概要版(素案)」審議

H29.8.18 第5回滋賀県スポーツ推進審議会

- 答申(素案)審議

H29.10.6 第6回滋賀県スポーツ推進審議会

- 答申(案)審議、決定

H29.10.13 滋賀県スポーツ推進計画策定について（答申）

- 滋賀県スポーツ推進審議会会長から滋賀県知事へ答申

平成 28(2016 年)年 11 月 18 日

滋賀県スポーツ推進審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県スポーツ推進計画の在り方について（諮問）

「第 2 期滋賀県スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条および滋賀県スポーツ推進条例（平成 27 年条例第 60 号）第 8 条、滋賀県スポーツ推進審議会条例（平成 23 年条例第 56 号）第 2 条の規定に基づき、標記の事項について、別記諮問の理由を添えて諮問します。

(諮問の理由)

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、国際的地位の向上など、生活において多面にわたり役割を果たすものであります。

本県においては、平成 25 年 3 月に概ね 10 年間を見通して 5 年間の「滋賀県スポーツ推進計画」を策定し、「幸福で豊かな生活を営むことのできる共生社会の実現」を目指して、すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、心身ともに健康で活力ある生活を送れるよう、「自ら行うスポーツ活動の充実」「次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実」「スポーツ環境の充実」「スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化」「滋賀の特性を活かしたスポーツの推進」の 5 つの基本方針を掲げ、具体的な施策を展開してきました。

また、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に平成 27 年 12 月に滋賀県スポーツ推進条例が制定されているところです。

しかしその間も、スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化、価値観の多様化、人と人とのつながりの希薄化など問題が顕在化してきました。これらの問題解決の手がかりとして、県民のスポーツに対する期待はますます高まり、ニーズは多様化してきております。

一方、国においては、平成 23 年 8 月に「スポーツ基本法」が施行され、同法の理念の実現に向け、平成 24 年 3 月 30 日に「スポーツ基本計画」が策定されました。その後には、2020 年にはオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するとともに、スポーツ庁が平成 27 年 10 月に創設され、これまで以上にスポーツに対する国民の注目が高まっています。

また、東日本大震災からの復旧・復興の最中、平成 28 年 4 月 14 日発生した熊本地震でも、地域の絆が再認識されており、さらにスポーツの価値を社会に広めていくための方策として「第 2 期スポーツ基本計画」の策定が進められているところです。

以上のことから、現計画を踏まえ、新たに策定される国の「第 2 期スポーツ基本計画」も参酌した「第 2 期滋賀県スポーツ推進計画」を策定するにあたり、計画の在り方について、ご意見をいただきたく、貴審議会に諮問するものであります。

平成 29 年(2017 年)10 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県スポーツ推進審議会
会長 横山 勝彦

滋賀県スポーツ推進計画の在り方について (答申)

平成 28 年(2016 年)11 月 18 日付けで諮問のあったこのことについて、第 1 期滋賀県スポーツ推進計画のこれまでの取組の成果や課題、スポーツを巡る昨今の動向等を踏まえ、審議を重ねた結果、別紙のとおり「第 2 期滋賀県スポーツ推進計画(案)」として取りまとめたので、答申します。

■ 第21期 滋賀県スポーツ推進審議会 委員名簿

※委員は五十音順（敬称略）

委員氏名	現職等	性別	備考
井上 みゆき	びわ湖放送株式会社総務編成局進行管理室 次長	女	
大久保 貴	彦根市 市長	男	
大友 智	立命館大学スポーツ健康科学部 教授	男	
蔭山 孝夫	(株)滋賀建機 会長	男	
北田 千尋	障害者スポーツ アスリート	女	
木村 孝一郎	(公財)滋賀県体育協会 理事長	男	
坂井田 稔	滋賀県スポーツ医会 会長	男	
茶谷 不二雄	滋賀県高等学校体育連盟 会長	男	
中原 今日子	元(公財)滋賀県健康づくり財団 健康運動指導士	女	公募委員
中道 瞳	東レアローズ コーチ	女	
廣瀬 香織	コミュニケーション・プランニング chocomaka 代表	女	
外田 順一	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 副会長	男	公募委員
山本 博一	滋賀県スポーツ推進委員協議会 会長	男	副会長
横山 勝彦	同志社大学スポーツ健康科学部 教授	男	会長
吉田 政幸	法政大学スポーツ健康学部 准教授	男	

委員 15 名